

(別記)

令和2年度茨城県水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状，地域が抱える課題

本県は，畑作物の導入が困難な排水不良田が多い中において，排水対策やブロックローテーションなどを推進して麦・大豆等の畑作物の定着を図るとともに，飼料用米を中心とした新規需要米等による転作を進めてきたところである。

しかしながら，近年の米価の安定傾向が今後も続くと考えられる生産者が多いことや，飼料用米が多収品種でも収量が伸びていないなどの影響により，主食用米に作付けを戻す動きがみられている。米価の安定には，需給バランスの維持が必要であることから，水稻農家の所得の確保と経営安定のため，引き続き，需要に応じた生産・販売を推進する。

また，農業者の減少と高齢化が進み，耕作放棄地が増加する中で，農地集積による規模拡大及びコスト低減を進め，経営安定を図る必要がある。

2 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

適期田植えなど基本5技術の励行による高品質米生産運動や，熟期の異なる品種の導入による作期分散，地域の実情に応じた高温耐性やイネ縞葉枯病抵抗性品種の導入，エコファーマーの認定・啓発による環境にやさしい米づくり，地力に応じた適正な施肥，大規模経営における省力・低コスト栽培やICT等先端技術の導入を推進し，担い手の経営安定化を進める。

また，全国ベースの需給見通し，産地別の需給実績や販売進捗・在庫など国の情報を活用し，農業者や集荷取扱業者，農業団体等が中心となって需要に応じた生産が円滑に行えるよう，地域農業再生協議会が中心となり，農業者団体，市町村，県等が一体となって取り組む。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

畑作物の導入が困難な排水不良田を中心に作付を推進するとともに，多収品種の導入や多肥栽培による収量の確保，育苗・田植作業や施肥管理におけるコスト削減技術の導入，規模拡大などさらなる生産性の向上を図る。

また，本県産飼料用米の生産・利用を拡大するため，鹿島地区にある飼料会社と連携し，多収品種の普及や，栽培・給与技術の向上，配合飼料の供給体制の整備等の課題解決に向けた取組を推進していく。

イ 米粉用米

需要が限られているため，製粉業者等実需者が求める需要に応じた品種（夢十色，ミズホチカラ等）へ転換し，生産を行うとともに，産地交付金を活用し，複数年契約による安定生産・安定供給及びコスト削減技術の導入，規模拡大などさらなる生産性の向上を図る。

ウ 新市場開拓用米

米の輸出に取り組む農業者の組織化や輸出提携先と農業者とのマッチング支援や、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備等の導入支援及び生産性向上の取組を進めるとともに、輸出用米の産地づくりを支援する。

エ WCS 用稲

契約した畜産農家と継続して取組を推進するとともに、その拡大のための情報提供を行う。地域農業再生協議会と連携し、生産性向上のための団地化及び直播等の低コスト栽培技術の導入を推進する。

オ 加工用米

畑作物の導入が困難な排水不良田を中心に作付を推進するとともに、産地交付金を活用して、全国集荷団体を通じた複数年契約を拡大し、安定した供給先を確保する。

カ 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠を活用するとともに、主食用米の需要動向等を注視しつつ作付けを推進する。

(3) 麦，大豆，飼料作物

土地利用型作物である麦・大豆は、本県の水田輪作体系における重要な戦略作物であるが、連作や湿害等による収量の低下、品質のばらつき等が問題になっており、近年は面積が減少傾向にある。

収量・品質の向上を図るため、適地適作及び排水対策の基本栽培技術を徹底するなど、県・市町村・関係団体が一丸となって産地支援を行うとともに、実需者ニーズに的確に対応するため需要に応じた品種の生産を推進する。

飼料作物については、輸入原料に過度に依存した畜産経営からの脱却に重要な作物であるので、乾田化された水田での作付など適地栽培を推進する。

(4) そば，なたね

そばは、県北山間地の畑作では、生産者の高齢化、そば単作等による単収低下、鳥獣害が課題となっており、生産量の確保が難しくなりつつある。このため、集落単位での作業の共同化及び生産組合等による作業の受委託の推進、新たな輪作体系の検討及び鳥獣の侵入防止柵の設置等を行う。

また、そばとなたねにおいても、湿害を受けやすいことから、排水条件が良い水田を選ぶなど適地栽培を進める必要がある。

さらに、「常陸秋そば」の販売先(播種前契約)の確保や需要拡大を推進するとともに、定期的な種子更新による収量、品質の安定化を図る。

(5) 高収益作物(園芸作物等)

稲作から高収益作物への転換を推進するため、地域の作付状況や課題を踏まえ、産地交付金を活用し、水田での園芸作物等の産地拡大と定着を図る。

また、園芸作物(れんこん、ねぎ等)の導入効果を紹介するなど、稲作から高収益作物への経営転換に向けた積極的な誘導活動を展開する。あわせて、経営転換に意欲的な稲作農家に対しては、農家が儲かる農業経営に挑戦するために必要な環境の整備や、需要の拡大が見込める中食・外食など、市場価格変動の影響を受けにくい販路の開拓を支

援する。

(6) 畑地化の推進

稲作から高収益作物への転換を推進するため、関係機関が連携して、高品質安定生産技術の指導や、畑作物の流通・消費拡大に向けた助言等の支援を行うとともに、畑地化に向けた情報提供や、補助事業を活用した基盤整備の支援等により、畑作物の拡大及び定着を図る。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	前年度作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	2020年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	66,400	66,138	66,138
飼料用米	7,707	7,782	7,786
米粉用米	17	17	17
新市場開拓用米	400	475	475
WCS用稲	527	526	526
加工用米	1,286	1,345	1,345
備蓄米	208	210	210
麦	4,652	4,647	4,647
大豆	2,170	2,180	2,180
飼料作物	684	691	691
そば	1,242	1,250	1,250
なたね	5	5	5
高収益作物	3,549	3,617	3,617
野菜	2,791	2,859	2,859
花き・花木	128	134	134
果樹	16	24	24
その他	614	600	600

4 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	目標値	
				前年度(実績)	目標値
1	飼料用米, 米粉用米, WCS用稲, 新市場開拓用米	新規需要米生産性向上等の取組への加算	飼料用米, 米粉用米, WCS用稲, 新市場開拓用米の作付面積 飼料用米の収量の増大	8,657ha 512 kg/10a	【令和2年度】 10,000ha 680 kg/10a
2	加工用米	加工用米の複数年契約の取組への加算	加工用米の作付面積 加工用米の複数年契約割合	1,286ha 60%	【令和2年度】 1,300ha 65%

3	かんしょ, レタス, ねぎ, トマト, はくさい, れんこん, キャベツ, タマネギ, ジャガイモ, ニンジン, <u>地域特認作物</u>	園芸作物等転換加算	園芸作物拡大面積 モデル農家の農業所得の増大	111ha 23%増(モデル: 行方市レンコン)	【令和2年度】 100ha 50%増
4	飼料用米, 米粉用米	飼料用米・米粉用米の多収品種の取組への暫定加算 (令和2年度限り)	飼料用米の作付面積 飼料用米多収品種の複数年契約割合	7,707ha -	【令和2年度】 10,000ha 50%
5	飼料用米, 米粉用米	飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組	飼料用米・米粉用米の複数年契約取組面積 飼料用米・米粉用米の作付面積	-	飼料用米 5,000ha 米粉用米 20ha 飼料用米 10,000ha 米粉用米 40ha
6	そば, なたね	そば・なたねの作付けの取組	水田におけるそばの作付面積	345ha	【令和2年度】 400ha
7	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付けの取組	輸出用米の作付面積	400ha	【令和2年度】 450ha

地域特認作物

市町村	地域特認作物
水戸市	ハトムギ
笠間市	栗 菊 梨 花菖蒲
茨城町	ほうれん草 小松菜 にら
城里町	ハトムギ
神栖市	松 ピーマン 千両
鉾田市	メロン いちご 水菜
常陸大宮市	アスパラガス 里芋

市町村	地域特認作物
土浦市	グラジオラス アルストロメリア
石岡市	きゅうり ピーマン
牛久市	落花生 里芋
つくば市	芝
阿見町	落花生 グラジオラス さといも ブロッコリー しょうが きゅうり ほうれん草 すいか

市町村	地域特認作物
河内町	さといも
稲敷市	ブロッコリー かぼちゃ 未成熟とうもろこし
古河市	なす 未成熟とうもろこし ブロッコリー にがうり
結城市	未成熟とうもろこし なす
桜川市	すいか
筑西市	きゅうり いちご すいか
八千代町	未成熟とうもろこし なす メロン かぼちゃ
境町	子実用トウモロコシ カリフラワー

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

3. 活用方法

配分枠

766,254,000円

整理番号	用途 1	作期等 2	単価 (円/10a)	面積 (a単位) 3															所要額 × (円)			
				戦略作物								新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物					雑穀	その他	合計 5
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米	野菜				花き・花木	果樹	その他の 高収益作物					
1	新規需要米生産性向上等の取組への加算	1	6,000				2,000	800,000	55,000		50,000									907,000	544,200,000	
2	加工用米の複数年契約の取組への加算	1	6,000							80,000										80,000	48,000,000	
3	園芸作物等転換加算	1	20,000			50							4,800	100			50		5,000	10,000,000		
4	飼料用米・米粉用米の多収品種の取組への暫定加算(単年度契約の取組)	1	3,000					200,000											200,000	60,000,000		
4	飼料用米・米粉用米の多収品種の取組への暫定加算(複数年契約の取組)	1	4,000					260,000											260,000	104,000,000		
5	飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組	1	12,000																			
6	そば・なたねの作付けの取組	1	20,000																			
7	新市場開拓用米の作付けの取組	1	20,000																			
合計(基幹) 4			実面積			50	2,000	800,000	55,000	80,000	50,000			4,800	100			50		992,000	6	
合計(二毛作) 4			実面積																		766,200,000	

1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

・転換作物拡大加算の配分を受けた場合
各地域協議会の転換作物拡大計画に基づき、主食用米の面積が令和元年度より減少した地域協議会に対して、転換作物の拡大面積に応じて当初配分に上乗せして配分する。

・高収益作物等拡大加算の配分を受けた場合
各地域協議会の転換作物拡大計画に基づき、主食用米の面積が令和元年度より減少した地域協議会に対して、高収益作物等の拡大面積に応じて当初配分に上乗せして配分する。

・2回目の配分を受けた場合(10月)
県設定整理番号1～4の所要額が配分枠を超過した場合、差額を県設定に配分する。
県設定に配分した残額を地域設定に配分する。その際、各地域協議会の転換作物の増減や生産数量目標に相当する数値の達成状況等に応じて傾斜配分する。
なお、次の場合には各地域協議会への配分額を調整することがある。
転換作物拡大計画に対し、R2年度の実際の作付面積が超過した地域協議会においては、取組面積に応じて配分する。かつ、転換作物拡大計画に対し、R2年度の実際の作付面積が下回った協議会における拡大加算の減額分は、留保解除額から充当する。
農業法人の本店所在地の異動などにより、配分を行う地域協議会が変更される場合
令和元年度の台風被害により飼料用米等の作付けが困難な水田がある地域において、令和2年度限定地力増進作物への支援を講じるに当たり、追加の配分が必要な場合

・地域の取組に応じた配分(整理番号5～7)を受けた場合、取組面積に応じて生産者に対して交付する。
なお、地域の取組に応じた配分に係る取組の所要額が配分額を上回る場合は、2回目の配分を充当して当初の単価を維持できるものとする。

・各地域農業再生協議会に配分した産地交付金の活用予定額が配分額を下回る場合、残額を県設定に充当する。
県設定整理番号4 3 2 1の順に、計画面積より取組面積が拡大した用途に充当する。
県設定整理番号1・2を12,000円/10aを上限に、県設定整理番号3を40,000円/10a、県設定整理番号4を6,000円/10a(単年契約)、8,000円/10a(複数年契約)を上限に、下記の方法により算出した単価で一律に調整する。
調整単価 = 各地域農業再生協議会の残額 / 整理番号1～4の対象面積
単価 = 調整単価 + 当初の単価

・交付金額が配分枠を下回り、かつ上限単価に達していない用途が存在する場合
整理番号1～4において下記の方法によって算出した単価で一律に調整する。
調整単価 = (配分枠 - 交付金額) / 整理番号1～4の対象面積
単価 = 調整単価 + 各地域農業再生協議会に配分した産地交付金の残額が生じた場合の調整後の単価

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

・県設定整理番号1～4の所要額が配分枠を超過した場合
産地交付金に残額が生じた地域農業再生協議会から、残額を県設定の配分額に充当する。
の調整をしても所要額が超過した場合には、県設定整理番号1～4において下記の方法により算出した単価で一律に調整する。
(調整単価) = 県設定整理番号1～4の不足金額 / 県設定整理番号1～4の対象面積
単価 = 当初の単価 - 調整単価

・県及び地域段階において、所要額が追加配分を受けた上での活用予定額(以下「活用予定額」)を下回る協議会がある場合
当該協議会の活用予定額と所要額の差額を、所要額が活用予定額を上回る県及び地域協議会に再配分できるものとする。
なお、再配分は、追加配分を受けた上での所要額と活用予定額との差額を上限に再配分する。県及び地域段階の余りの金額が、所要額と活用予定額の差額に満たない場合、所要額が活用予定額を上回る協議会に一律で配分する。

6. 高収益作物について

エゴマ、キビ、モチキビ、ヒエ、ごま、粟、ハトムギ、その他雑穀
小豆、白小豆、落花生、インゲン、ペニバナインゲン、ささげ豆、そら豆(大豆を除く)、その他豆類
加工用青刈り稲、茶、たばこ、芝、ウコン(薬草)、生薬

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。